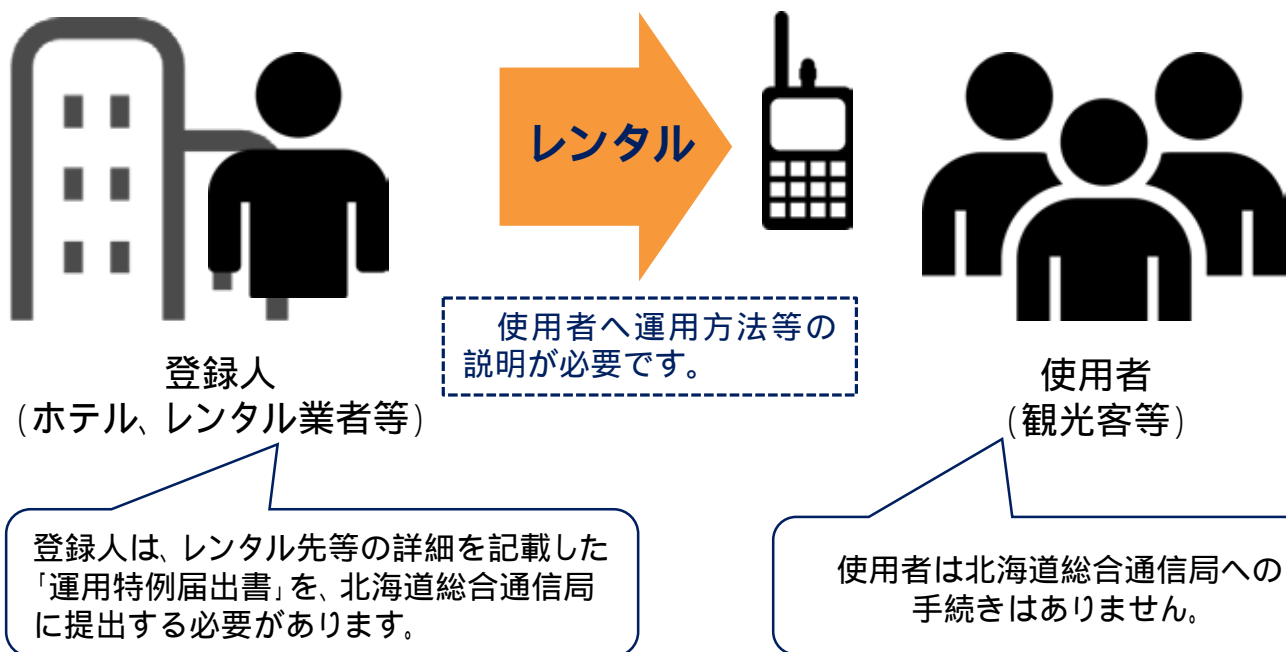


デジタル簡易無線（登録局）はレンタルが可能です

デジタル簡易無線の登録人は、登録済みの無線機を観光客等にレンタルできます。

（「北括K第*****号」の番号が記載された登録状をご確認願います）



登録状の内容及び無線機の適正な運用についての説明と、電波法違反歴の有無等について確認が必要です。
（個人、法人問わず）

【電波法抜粋】

第70条の9 登録人以外の者による登録局の運用

登録局の登録人は、当該登録局の登録人以外の者による運用が電波の能率的な利用に資するものであり、かつ、他の無線局の運用に混信その他の妨害を与えるおそれがないと認められる場合には、当該登録局の登録が効力を有する間、当該登録局を自己以外の者に運用させることができる。（以下略）

ご不明な点等については、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

【一般的なご質問】 総務省 北海道総合通信局 電波利用環境課（内線4744）

【運用特例届出書のご提出について】 同上 陸上課 （内線4653）

〒060-8795 札幌市北区北8条西2丁目1-1 電話 011-709-2311

デジタル簡易無線（登録局）の手続き等について

<https://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/E/cr/dwn10.htm>

🔍 北海道総合通信局 デジタル簡易無線 で検索